

H 2 8 補持続化補助金〈一般型〉手引き変更箇所について

P10

・変更申請が必要な場合(3)で「※申請時に設定した複数の費目間の変更であり、新しい費目を設けることはできません」という文言を追記。

P22

・機械装置等の対象とならない経費例、「自動車等車両(買い物弱者対策事業において使用する場合を除く)」を追記。

P23、P25、P35、P37

・必要な証拠書類で「③納品書」を追記。

P41

・「商工会議所職員」→「商工会職員」へ修正。

P41

・⑨専門家謝金

・マーケティング、ブランド構築、広告宣伝等について専門家等から指導・助言を受けるのは、販路開拓等の取り組みなので、実施報告時は「販路開拓等の取組内容」として記載してください

⇒下線変更。(変更前:補助事業計画書の～)

P45

・本経費区分の対象となるのは、自動車等(道路交通法第 84 条で定められる「自動車及び原動機付自転車」)の車両です。※同法第2条も確認してください。

⇒下線部分追記。

P46

・補助事業で取り組む特定の業務のみ使用したことが分かるよう、運行管理日誌等を作成して、実績報告時に添付しなければなりません。という文言を

⇒買い物弱者対策に取り組む場合のみ使用したことが分かるよう運行管理日誌等を作成して、管理しなければなりません。(補助事業年度終了後5年間は日誌の作成、管理、提出が必要でず)へ変更。

P52

・補助対象外経費について、不動産購入費以降の文章、
⇒(自動車等車両の購入費(ただし、買い物弱者対策に取り組む事業に使用する場合を除く。）・修理費・車検費用)に追加変更。

P59

・「(5)買い物弱者対策事業を実施した補助事業者について」項目を追記。

P25、P40、P46、P48、P50

必要な証拠書類で「相見積」「相見積書」が混在しているものを「相見積」で統一。